

地域型保育事業について

国が示す「地域型保育事業の認可基準」に関する対応方針案まとめ

(1) 職員数・資格要件（従うべき基準）

国子育て会議での対応方針案より抜粋						基準検討部会での意見
＜対応方針（案）概要＞						
	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様)	0～2歳児 1:1
保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修 ^{※1} を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士 ^{※2}	保育士 ^{※2} 1/2以上 (保育士以外には必要な研修 ^{※1} を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	必要な研修 ^{※1} を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
<p>※1:研修内容、実施体制については、現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ、今後、それぞれ検討</p> <p>※2:0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可</p>						
<p>【1. 家庭的保育事業】</p> <p>[1-1:家庭的保育者に対して求める研修について]</p> <p>▶家庭的保育者に対しては、現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められるものとして、それぞれ必要な研修の修了を求める事を基本とする。</p> <p>▶家庭的保育補助者についても、現行制度と同様に、必要な研修を修了した者であることを基本とする。 (市町村認可事業であることから、家庭的保育者・家庭的保育補助者として認めるのは市町村が行う)</p> <p>▶また、家庭的保育者に対して修了を求める研修については、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修で対応することを基本とする。家庭的保育補助者についても、現行の基礎研修の修了を基本とする。</p> <p>▶その上で、新制度における研修については、現行の研修の内容も踏まえた上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われていることが多いものの、新制度における事業規模等に依りて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること ・研修対象者の数は現在よりも多くなることが想定されること ・更なる専門性の向上を図っていくほか、本事業における業務内容を踏まえた内容とすることが求められること <p>等を勘案し、これまで市町村が果たしてきた役割も踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直ししていくこととする。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう、必要に応じて、一定の経過措置を検討する。</p>						

[1-2: 家庭的保育補助者の配置について]

➤家庭的保育補助者については、

- 給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マンパワーが求められる場面が想定されること
- 異年齢の子どもに対して同時に保育の提供を求めることがあり得ること

等を踏まえ、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討することとする。

【2. 小規模保育事業】

[2-1: 小規模保育事業の配置基準（特にA型、B型の1・2歳児の配置基準）について]

➤A型、B型の1・2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、認可基準上、保育所と同様の配置基準（6：1）とした上で、小規模事業の特性を踏まえ、認可基準上、保育に従事する職員を1人追加配置することを求めることとする。

※そのため、事業規模にかかわらず、最低2名の保育従事者数が確保される。

※小規模保育の管理者の取扱い、事務体制のあり方、保育所分園制度との関係等については、公定価格の体系に関する議論の中で検討。

➤C型については、現行のグループ型小規模保育事業と同様の配置基準（0～2歳児3：1 補助者を置く場合5：2）を求めることとする。

[2-2: B型の保育士割合について]

➤C型、地方単独事業、へき地保育所等からの移行を念頭に、B型の保育士割合については、認可基準上1/2以上とすることを求める。

※B型は「保育所と同じ比率の職員配置数+1名」の1/2以上について保育士であることを求めることとなる。

➤その上で、保育士比率が上昇した場合（例：3/4となった場合）、公定価格上、段階的に対応していくこととして、保育士比率の上昇を促していく仕組みを検討する。

➤離島、へき地における事業であって、3歳以上児を常時受け入れることが想定される場合においては、幼稚園教諭又は小学校教諭で市町村が必要と認める研修を受けた者を、A型・B型における保健師又は看護師と同様の特例（1人まで保育士としてカウント可）に含める。

[2-3: B型の保育従事者（保育士以外*）、C型の保育従事者について]

➤B型の保育従事者、C型の保育者（補助者を含む）に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めるととする。

※制度施行までの間は、B型の保育従事者及びC型の補助者については現行の家庭的保育者、補助者に対する基礎研修、C型の保育者については、現行の家庭的保育者に対する認定研修で対応することとする。

➤新制度における研修については、現行の家庭的保育者・補助者に対する研修の内容も踏まえた上で、

- 小規模保育については、家庭的保育と比較して、より集団的な保育となること
- 研修対象となる保育従事者の数は現在よりも多くなることが想定されること
- 現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われているものの、事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること

等を勘案し、見直していくこととする。

【3. 事業所内保育事業】

[事業所内保育事業の保育従事者及び職員数について]

▶新制度における事業所内保育事業については、特段、利用定員の上限・下限が法定されていない。ただし、現行の事業所内保育施設の1施設当たりの平均の入所児童数は19.0人（実態調査）となっているほか、雇用保険事業の助成対象に関わらず、事業所内保育施設全体で見ると、1施設当たりの平均入所児童数は14.8名となっている（平成23年度認可外保育施設の現況取りまとめより）ことから、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定される。

▶これを踏まえ、利用定員が19名以下の場合、同じく0～2歳児を対象として少人数の保育を行う事業であり、既存事業等からの移行を見込んでいる小規模保育事業（A型・B型）との整合性を図っていくことを基本とする。

※特に、認可保育所への移行を希望する事業所内保育施設のうち、4割近くの施設から、移行困難な理由として「最低定員（原則60人以上、条件付きで20人以上）を満たすことができない」があげられており、今般、小規模保育事業が認可事業として制度化されることに伴い、整合性があることが望ましいのではないか。（平成21年地域児童福祉事業等調査より）

※5人以下のものについても、同じ基準で対応する。

▶また、利用定員が20名以上の場合については、

- ・認可保育所と同様の事業規模になること
- ・現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所と整合性を図っていくことを基本とする。

【4. 居宅訪問型保育事業】

[4-1：保育従事者について]

▶居宅訪問型保育事業に従事する保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。

▶また、居宅訪問型保育事業の保育従事者に対して修了を求める研修については、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等も踏まえ、事業の位置付け（（6）③参照）等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容について、検討していくことを基本とする。

▶なお、研修の体制については、家庭的保育事業等と同様に、都道府県、市町村、団体、養成施設等の果たす役割について検討していくこととする。

(2) 設備・面積基準（参酌基準）

国子育て会議での対応方針案より抜粋					基準検討部会での意見	
＜対応方針（案）概要＞						
	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	—
	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	—
面積	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室／ 保育室 1人3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B 型)と同様	—
	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	—

【1. 家庭的保育事業】
[家庭的保育事業の設備，面積基準について]
 ▶家庭的保育事業の保育室（保育を行う居室）に関しては，現行制度と同様，1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。
 ▶また，屋外遊戯場に関しては，「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で（他の公的施設の敷地その他の付近の代替地可），面積基準については，2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。

【2. 小規模保育事業】
[2-1：小規模保育事業の居室に係る面積基準について]
 ▶A・B型の0・1歳児については，年度途中の入れ替わり等を考慮して，C型と同様に，1人当たり3.3㎡以上とする。（その上で，現行の大都市特例については，市町村の条例において設定することとする。）
 ▶A・B型の2歳児については，現行の保育所，へき地保育所，地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に，国としてお示しする基準では，保育所と同様に，1人当たり1.98㎡以上とする。
 ▶C型については，0～2歳児について，1人当たり3.3㎡以上とする。

[2-2：小規模保育事業の屋外遊戯場に係る面積基準について]
 ▶A・B・C型のいずれにおいても，屋外遊戯場の設置を求めた上で（他の公的施設の敷地その他の付近の代替地可），面積基準については，2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とする。

【3. 事業所内保育事業】

[事業所内保育事業の設備、面積基準について]

- 新制度における事業所内保育事業については、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定されることから、(1)職員数・資格要件と同様に、利用定員が19名以下の場合、小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。
- また、利用定員が20名以上の場合については、同じく、認可保育所と整合性を図っていくことを基本とする。

【4. 居宅訪問型保育事業】

[居宅型保育事業の設備、面積基準について]

- 居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、設備・面積基準を設けないことを基本とする。

(3) 給食（自園調理）

国子育て会議での対応方針案より抜粋						基準検討部会での意見
＜対応方針（案）概要＞						
	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
給食	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	—
設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	定員20名以上調理室 定員19名以下調理設備	—
職員	調理員 （保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可） ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

【1. 家庭的保育事業】
〔給食の取扱いについて〕

- ▶自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
※保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号）、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）を踏まえて実施。
- ▶その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校（給食室）、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- ▶その際、特に現行の事業形態では、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえ、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- ▶実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- ▶また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

〔設備の取扱いについて〕

- ▶調理設備を基本とする。
- ▶その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定める。
- ▶なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。

〔職員の取扱いについて〕

- ▶調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員や補助者による調理業務は不要)
- ▶その際、家庭的保育補助者の配置への配慮については、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討する。

【2. 小規模保育事業】

〔給食の取扱いについて〕

- ▶A・B・C型に共通して、自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
※保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- ▶その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- ▶現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- ▶実際の給食の提供に当たっては、社会福祉施設、病院等の大量調理施設における衛生管理に係る「大量調理施設衛生管理マニュアル」や食品等事業者における衛生管理に係る「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」等を参考に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- ▶新制度施行前に先行スタートする小規模保育事業が円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に囑託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

〔設備の取扱いについて〕

- ▶A・B・C型に共通して、調理設備を基本とする。
- ▶その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、届出対象となる給食施設(1回20食以上など)に求められる設備内容も踏まえながら、具体的な内容については、条例等において定めることとする。
- ▶なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることとする。

〔職員の取扱いについて〕

- ▶A・B・C型に共通して、調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

【3. 事業所内保育事業】

〔給食の取扱いについて〕

- ▶自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
※保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- ▶その上で、現行の事業所内保育施設においては、約4割が仕出し弁当(外部搬入)により対応していることを踏まえ、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- ▶その際、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- ▶実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- ▶また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

〔設備の取扱いについて〕

- ▶事業の規模に応じて、調理室又は調理設備を基本とする。また、事業所内保育事業の特性にかんがみ、乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる前提で、社員食堂を活用することも可能とする。
※20名以上の場合、調理室の設置を求め、19名以下の場合、調理設備の設置を求める。
- ▶その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定めることとする。
- ▶なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。

〔職員の取扱いについて〕

- ▶調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

【4. 居宅訪問型保育事業】

〔居宅訪問型保育事業における食事の提供について〕

- ▶訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。

(4) 耐火基準（参酌基準）

国子育て会議での対応方針案より抜粋					基準検討部会での意見	
＜対応方針（案）概要＞						
	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
耐火基準等	基本的には上乗せ規制なし ※更に検討	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	上乗せ規制あり ※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	小規模保育事業を踏まえ、検討	—
<p>【1. 家庭的保育事業】</p> <p>▶主として、家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取扱いを基本に、更に検討。</p> <p>【2. 小規模保育事業】</p> <p>▶建築基準法、消防法等との関係については、保育所、家庭的保育事業に関する位置付けを基本として、各規制について整理する。</p> <p>▶これを前提に、小規模保育事業に対して特に求める事項として、保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求めるほか、A型、B型、C型を問わず、</p> <p>①現行の保育所、家庭的保育事業において設置を求めている消火器等の消火器具</p> <p>②基本的にすべての保育所に設置が求められる非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に設置する場合には、保育所と同様に、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を設けることを求める。</p> <p>▶また、避難階段については、当面、現行の認可保育所に準じた取扱いと同様としつつ、認可保育所の避難階段に関する規制の見直しを踏まえ、今後、準じて見直すこととする。</p> <p>※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。</p> <p>※国が定める認可保育所の設備基準（4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件）について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。</p> <p>【3. 事業所内保育事業】</p> <p>▶現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、更に検討。</p> <p>【4. 居宅訪問型保育事業】</p> <p>▶居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、規制を設けないことを基本とする。（その場合であっても、実際の訪問に当たっては、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるよう促すこととする。）</p>						

(5) 連携施設等

国子育て会議での対応方針案より抜粋						基準検討部会での意見																									
<p><対応方針（案）概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">家庭的保育事業</th> <th colspan="3">小規模保育事業</th> <th rowspan="2">事業所内保育事業</th> <th rowspan="2">居宅訪問型保育事業</th> </tr> <tr> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携施設</td> <td>連携施設の設定が必要※1,2</td> <td>連携施設の設定が必要※1,2</td> <td>連携施設の設定が必要※1,2</td> <td>連携施設の設定が必要※1,2</td> <td>連携施設の設定が必要※1,2</td> <td>連携施設の設定は一律には求めない※3</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>嘱託医※4</td> <td>嘱託医※4</td> <td>嘱託医※4</td> <td>嘱託医※4</td> <td>嘱託医※4</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置) ※2 離島、へき地においては、設定を求めないことができる(特例措置) ※3 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。 ※4 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能</p> <p>【1. 家庭的保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶現行の家庭的保育事業においても、連携保育所の確保を推進しており、約75%が連携保育所を設定していることを踏まえ、連携施設の設定を求めるとを基本とする。 ▶連携施設にあっては、小規模保育事業と同様（後述）に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととする。 ▶その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設ける。 <p>【2. 小規模保育事業】</p> <p><連携施設の設定について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業に関しては、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めると。ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、この限りでない（特例措置）。 ○その上で、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとする（経過措置）。 ○経過措置の適用に当たっては、市町村においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①保育内容の支援に関連して、例えば、連携可能な施設においてモデル的な取組を開始する、公立施設によるバックアップ体制の整備を行う、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設による保育内容の支援を普及させることに資する措置 ②卒園後の受け皿に関連して、3歳以降、引き続き、保育の利用を希望する保護者に対しては、利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるために必要な措置 								家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	A型	B型	C型	連携施設	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定は一律には求めない※3	嘱託医	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	—	
	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業																									
		A型	B型	C型																											
連携施設	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定は一律には求めない※3																									
嘱託医	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	—																									

を講ずることとする。

<市町村による調整について>

○小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととする。

(調整例)

- ・私立施設のあっせん、働きかけ（強制力は伴わない）
- ・公立施設による連携 ※公私連携型保育所、公私連携幼保連携型認定こども園の活用を含む。

<連携のあり方について>

○小規模保育と教育・保育施設の連携については、主な連携方法である①保育内容の支援、②卒園後の受け皿ともに保育所又は幼稚園で対応するケースや、①は保育所、②は幼稚園となるケースもあり得ることから、必ずしも1：1の関係ではなく、1：複数、複数：1、複数：複数も認める。

○また、小規模保育と連携施設の関係においては、特に経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき

- ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
- ②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等（契約書、覚書等）の締結を求める。

<連携施設に係る情報公表について>

○協定書等を締結した場合は、小規模保育、教育・保育施設、市町村のそれぞれにおいて、どことどこが連携関係にあるのか明示する（情報公表の対象事項）。 ※卒園後の受け皿については、後述の通り。

○その他の場合においても、連携施設であることを明確にした上で、明示することを可能とする。

<連携施設との連携方法、内容、程度について>

①保育内容に関する支援について ※一覧は次ページ

〔集団保育の確保等について〕

○小規模保育事業については、規模面への配慮、集団保育の実施等に対する支援が必要となることが考えられる。

○特に3歳児に近い2歳児については、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくる。そのため、合同保育、行事参加、園庭開放など、保育内容に関する支援を受けることが考えられる。

○このほか、発達障害など、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、小規模保育事業における保育士による対応も可能であるが、連携施設においては、そのノウハウ等を活用し、連携先に対する助言・相談が可能である。

〔給食提供について〕

○給食については、自園調理は原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、連携施設等（主に保育所を想定）からの搬入を認めることとしている。

○給食の搬入を行わない場合であっても、栄養士による献立作成（必要な栄養価の計算等を含む）、アレルギー児などの個別対応に係る支援を受けることが望ましい。

〔嘱託医について〕

○嘱託医については、小規模保育事業が自ら確保し、委嘱する場合は、特段、連携施設における対応は不要と考えられる。

○一方、連携施設の嘱託医に対して、小規模保育事業が連携施設を介して委嘱する場合、合同の健康診断を行うことなどが考えられる。

<保育内容の支援について>

	連携内容(例)
給食に関する支援	<p>I 小規模保育の給食が連携施設からの搬入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立作成 ・給食の調理、搬入 ・個別対応(離乳食対応、アレルギー児対応、体調不良児対応等) <p>※連携施設からの搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要</p> <p>II 小規模保育の給食が自園調理の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には対応不要。必要に応じて、献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うこともできる。 ・ただし、小規模保育の調理員の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力する。
嘱託医(健康診断)	<p>I 小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には対応不要。 <p>II 連携施設と小規模保育で同一の嘱託医に委嘱する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、連携施設と小規模保育の合同で健康診断を行う。
園庭開放	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放する。</p> <p>※小規模保育事業における屋外遊戯場があまり広くない場合、定期的な利用(例えば月数回、週1回など)に対応し、2歳児の運動遊びなどを通じた健康増進を支援</p>
合同保育	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う。</p> <p>※特に集団保育の必要性が生じてくる2歳児については、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会の確保。この集団保育が、3歳児からの円滑な集団保育にもつながる。</p> <p>※このほか、発達障害など発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談が可能。</p>
後方支援	<p>小規模保育の保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※そのほか、小規模保育の保育従事者が研修を受講するために必要な代替職員についても同様。</p>
行事への参加	<p>小規模保育からの求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※行事規模が大きい方が参加する子どもにとっても望ましいのではない。</p>

②卒業後の受け皿について ※一覧は次ページ

○小規模保育事業は、受入対象児童が0～2歳であることから、保護者からみると3歳以降に通う施設を探す必要がある。

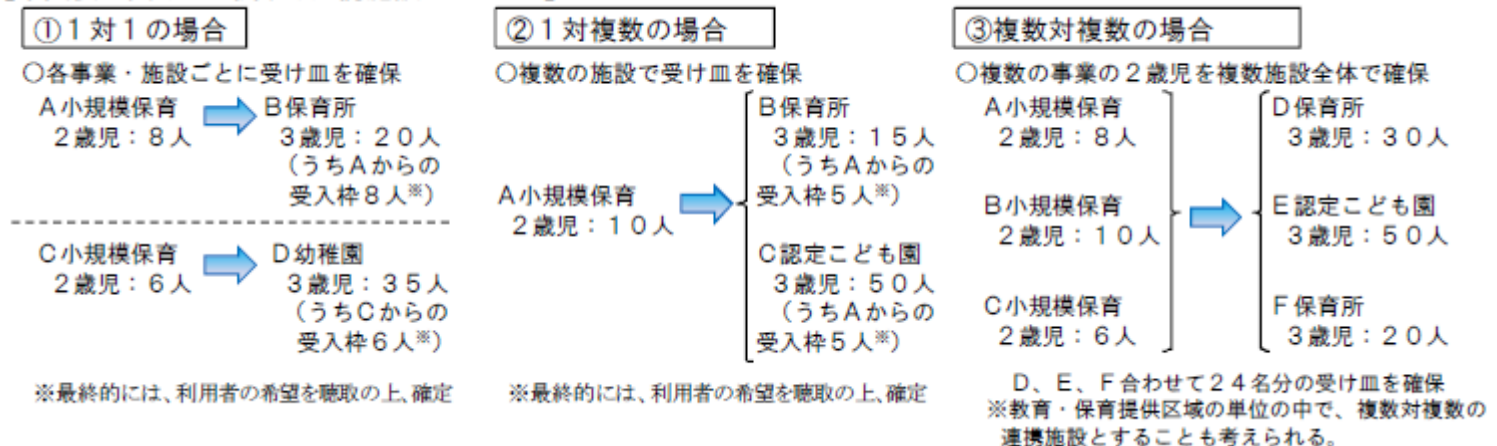
○特に0～2歳の時点で就労し、保育を利用している保護者が、3歳の時点で何らかの施設を利用する必要性は高いことが想定され、また、一般的な子どもの居場所の割合にかんがみると、3歳以降は認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者が多くを占めている。

○そのため、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿があることが、「再度、受け入れ先を探さずに済む」という保護者の安心、ひいては事業の安定性を確保していくのに重要である。

○その際、連携施設における受け皿確保に当たっては、保護者の安心感、卒園後の利用希望に基づく選択可能性を踏まえ、例えば、連携施設において移行実績等を踏まえた受入定員枠を目安として設けた上で、より実効性を持たせるよう、小規模保育事業の利用者の個々の移行希望を把握してから最終的な受入枠を設けるなど、地域の実情に応じたルールを定めることが考えられる。

○受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとする。
 ○また、受入枠を設けている連携施設以外の施設（2号認定の利用定員枠を設けている施設）への入所を希望する場合、利用調整を行う市町村において、調整に当たっての優先度を上げるなど、3歳以降のスムーズな利用に結び付けるための措置を講ずることも考えられる。

【卒園後の受け皿に関する連携施設のイメージ】



<卒園後の受け皿について>

連携先	取扱いの方法(例)
幼稚園	> “連携施設”である旨を明示。 > 1号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考時に優先的に取り扱うことを予め当該幼稚園が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入園させる(3歳から新規に1号認定を受けて入園を希望する者と比較して)。 ※2号認定を受けて1号定員の範囲内で幼稚園を利用する場合も同様。
保育所	> “連携施設”である旨を明示。 > 2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、利用調整時に優先的に取り扱うことを予め市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(3歳からの新規入園希望者と比較して)。 ※当該保育所内の3歳未満児からの持ち上がりは、当然、最優先。 ※0～2歳児のみを受け入れる乳児保育所に関しても、同様の連携施設の設定を可能とする。
認定こども園	> “連携施設”である旨を明示。 > 1号及び2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを予め当該認定こども園及び市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園・入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(幼稚園、保育所と同様)。 ※当該認定こども園内の3歳未満児(利用定員を設けている場合)からの持ち上がりは、当然、最優先

【3. 事業所内保育事業】

- > 保育内容の支援に関しては、19名以下の規模の場合は、小規模保育事業と同様、連携施設の設定を求めることを基本とする。
- > 地域枠に関しては、卒園後も、当該市町村において、認定の変更を受けるほか、教育・保育の提供を受ける可能性が高いことから、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本とする。また、従業員の子どもについては、当

該子どもは頻繁に入れ替わることが想定され、居住地も様々な市町村にまたがることから、必ずしも設定を求めないこととする。

▶その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設けることとする。

【4. 居宅訪問型保育事業】

▶相手方の居宅において保育を行う特性上、保育を行う場所が一致しないため、保育内容の支援、卒園後の受け皿確保の両面を考慮しても、連携施設の設定を一律に求めることは困難と考えられるため、一律には求めないこととする。

▶その上で、例えば、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

例) 児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関

▶その際、連携施設として求める施設の種別については市町村が指定することとし、また、連携施設の設定が困難であるなどの場合、小規模保育事業と同様に、事業者からの求めに応じて、市町村が連携先との調整を行うこととする。

(6) 各事業において固有の論点

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>①事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ</p> <p>▶事業所内保育事業の地域枠に関しては、国として示す全国的な基準としては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みである、例4としてはどうか。</p> <p>▶また、年度の途中に従業員の子どもの利用ができず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受入が可能となるよう、配慮を行うこととする。</p> <p>【基本イメージ】</p> <p>例1：地域枠を1名以上とする。 [考え方] ▶地域枠を最低限のものとする事で、多くの事業所内保育施設が新制度に移行することが可能ではないか。 [留意点] ▶地域の受け皿としての機能、地域枠が下限の1名と設定された場合の地域住民の利用のしやすさ等を勘案すると、利用調整、需給調整、応諾義務の対象外となる従業員枠が大半を占める事業について、他の施設や事業と同様に給付の対象とすることをどう考えるか。</p> <p>例2：地域枠を利用定員の1/3以上とする。 [考え方] ▶現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設の多くが新制度に移行することが可能ではないか。 ▶認可基準については、3名単位としていることが多く(0歳児3:1 1・2歳児6:1)、利用定員・地域枠の設定が比較的しやすいのではないか。 [留意点] ▶地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行について、どう考えるか。 ▶利用定員が5名以下の小規模事業について、どう考えるか。(地域枠について、最低2名以上等を求めるか)</p> <p>例3：地域枠を利用定員の1/2以上とする。 [考え方] ▶地域における保育の受け皿として最も機能することが期待されるのではないか。 ▶現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設のうち6割程度が新制度に移行することが可能ではないか。 [留意点] ▶地域枠の最低ラインが5割となることで、事業所内保育としての本来の位置付けとの関係、地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行との関係について、どう考えるか。</p>	

例4

▶定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員も増加させるのではなく、例えば、以下の表のような、概ね10名ずつの定員区分を設け、各区分ごとに地域枠の定員を概ね1/4~1/3程度となるよう、固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいとした上で、国として考える基準をお示し、これを踏まえ、市町村が各地域の実情に応じて決定することができる。(例えば、下記定員区分6~10名の地域枠について1名又は2名にするなど)

▶その際、1名~30名までの区分については、

- ・地域型保育事業実態調査において、30名未満の施設が8割以上を占めているほか(P13参照)
- ・平成21年地域児童福祉事業等調査においても、30名未満の施設が定員規模ベースで6割以上、利用児童数では75%程度を占めていること(P61参照)

から、よりきめ細かい定員区分及び地域枠の定員設定を行う。

▶また、61名以上の事業については、地域枠を認可保育所1ヶ所分(20名)に固定する。(自発的にそれ以上の地域枠を設けること自体は可能)

<定員設定例>

定員区分	地域枠の定員	目安
1名~10名	1名~5名	1名
	6名~7名	2名
	8名~10名	3名
11名~20名	11名~15名	4名
	16名~20名	5名
21名~30名	21名~25名	6名
	26名~30名	7名
31名~40名	10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41名~50名	12名	小規模保育事業(下限)×2ヶ所
51名~60名	15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3ヶ所程度
61名~70名	20名	認可保育所(下限)×1ヶ所程度(以下20名で固定)
71名~	20名	

例5

▶本則上は、例2の1/3以上とした上で、新制度の施行後5年間の経過措置として、地域枠を1/4以上(又は1/5以上)とする方法について、どう考えるか。

例6

▶原則は例2の1/3以上のような形態にしつつ、地域の保育ニーズに照らして市町村が認める場合、地域枠の割合を1/4以上にするなど、緩和することを可能にする方法について、どう考えるか。

②事業所内保育事業の運営形態について

▶複数企業による共同運営については、グループ企業の従業員の子ども利用等が想定されるなど、事業所内保育の性格を踏まえ、可能とする。

▶その場合、

- ①認可を受ける設置者となる企業(主たる設置・運営主体である企業)を1つに特定すること

※運営委託する場合は受託者との関係含む。

- ②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取り決めを行うこと

等に留意する必要があることから、これらの内容を協定書等の形で締結することを求めることとする。

※複数企業による共同事業については、法律上も排除されていない。

③居宅訪問型保育事業の位置付け

▶居宅訪問型保育事業が担う役割としては、

①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

②保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応

③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応

を基本として、更に検討することとしてはどうか。

▶また、離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用についても対象とすることとする。

▶更に、育児休業から復帰する場合や利用調整の結果、待機児童となった場合などにおいて、保育所等に入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用として市町村が認める場合における利用、また、休日の保育を必要とする場合で地域に休日に利用できる保育所等がない場合への対応について、どう考えるか。この場合、公費負担と利用者負担との関係についてどう考えるか。

▶①のようなケースについては、特に専門性が求められるため、研修内容について更に検討することとする。

④居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用について

▶労働基準法との関係について、速やかに結論が得られるよう、引き続き、検討し、その結果を踏まえて、所要の対応を行うこととする。

⑤家庭的保育事業の共同実施について

▶家庭的保育事業については、実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係等で不均衡が生じる可能性があることから、単独による実施を基本とする。（共同実施については、C型への移行を促していくこととする。）